

## 金融再生法開示債権及びリスク管理債権

(単位：百万円)

	2023年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,184
危険債権	72,091
要管理債権	22,913
うち三月以上延滞債権	2,212
うち貸出条件緩和債権	20,701
小計A	98,190
(貸出金等に占める割合)	(1.67%)
正常債権	5,760,311
(貸出金等に占める割合)	(98.32%)
合 計	5,858,501
Aの保全率(カバー率)	71.77%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。



## 資本金及び株式の総数

	2023年9月30日現在
資本金	20,000百万円
発行済株式数	313,408千株
うち普通株式	313,408千株



## 大株主の状況

&lt;2023年9月30日現在&gt;

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数(自己株式を除く)に対する所有株式数の割合
		千株	%
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	35,200	11.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	31,268	10.14
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	8,878	2.87
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	7,094	2.30
大王海運株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町7番35号	6,000	1.94
住友林業株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号	5,911	1.91
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲2丁目2番1号	5,415	1.75
いよぎんグループ従業員持株会	愛媛県松山市南堀端町1番地	4,776	1.54
株式会社伊予鉄グループ	愛媛県松山市湊町4丁目4番1号	4,613	1.49
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	4,293	1.39
計	—	113,451	36.79

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は35,200千株であります。なお、その内訳は、信託口29,201千株、退職給付信託口5,469千株、年金信託口136千株、年金特金口393千株であります。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は31,268千株であります。なお、その内訳は、信託口30,568千株、退職給付信託口700千株であります。